

令和8年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

令和8年6月末日現在

栃木労働局

No. 発生日	業種	年齢	事故の型	災害の概要
		経験	起因物	
No.1 2月 10時 台	その他の土石採取業	60代	交通事故（道路）	被災者が事業場の地域活動の一環で、事業場付近の市道の路側帯を清掃する作業中、被災者が横断歩道付近にいたところ、ダンプカーが右折する際に、よそ見をしていたため、横断歩道にいた被災者に気が付かず、ダンプカーに轢かれ死亡したもの。
		7年	トラック	
No.2 3月 19時 台	一般貨物自動車運送業	70代	交通事故（道路）	被災者はトラックを運転して、荷主事業場から自社に戻る途中、田んぼの中を通る道において対向車とすれ違う際に、トラックを道左端に寄せたところ、トラックごと田んぼ内に横転し、死亡したもの。
		23年	トラック	
No.3 3月 5時 台	自動車・同付属部品製造業	50代	はさまれ、巻き込まれ	被災者は造型機の上型上部のシリンダーの高さを決める調整作業中、降下してきた圧着プレートと走行フレームに頭部と身体を挟まれ、死亡したもの。
		4年	射出成形機	
No.4 4月 17時 台	産業廃棄物処理業	50代	墜落・転落	被災者は箱に入った灰をフォークリフトで運搬していたところ、集積場所の開口部からピット内に当該フォークリフトとともに高さ約1メートル墜落した際に、フォークリフトの下敷きとなり死亡したもの。
		0年	フォークリフト	
No.5 4月 14時 台	その他の卸売業	20代	はさまれ、巻き込まれ	被災者がバス解体作業中に、当該バスの左後輪と車体の間に潜り込み、農業用の鎌を用いてバスのエアサスペンションを切断したところ、エアサスペンションの空気が抜け、車体と地面との間に挟まれ死亡したもの。
		2年	バス	
No.6 4月 15時 台	一般貨物自動車運送業	60代	はさまれ、巻き込まれ	被災者は、坂道においてドラグショベルを用いてダンプ車の荷台に鉄板を積み込む作業を手伝うため、ダンプ車の荷台上で鉄板を下ろす位置を調整していたところ、鉄板が滑り、鉄板とトラックに被災者の身体が挟まれ、死亡したもの。
		25年	掘削用機械	
No.7 5月 2時 台	新聞販売業	70代	交通事故（道路）	被災者はコンビニへの朝刊配送のため、自動車に乗り、駐車場から道路に左折して進入する際に、道路を走行していたトラックと衝突し、死亡したもの。
		13年	乗用車、バス、バイク	
No.8 6月 11時 台	木造家屋建築工事業	70代	墜落・転落	発注者敷地内にある休憩所の新築工事において、被災者は高さ1.7メートルの脚立の上から2段目にまたがり、屋根の板張りのビス止め作業を行っていた際、同脚立から1.12メートル下の地面に墜落し、死亡したもの。
		47年	脚立	

